

第3回 FISIM 検討委員会 議事概要

1. 日時 平成16年11月24日(水) 14:00～16:00

2. 場所 中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室(406室)

3. 出席者

(FISIM 検討委員会委員)

井原委員長、作間委員、佐々木委員、高木委員、林委員、藤井委員

(常時出席者) 日本銀行調査統計局経済統計課 大森

(経済社会総合研究所)

香西経済社会総合研究所長、大守経済社会総合研究所次長、荒井総括政策研究官、西村総括政策研究官、法専総括政策研究官、杉田総務部長、飛田国民経済計算部長、大貫企画調査課長、甘利国民生産課長、百瀬分配所得課長、二上国民資産課長、佐藤地域・特定勘定課長

4. 議事

- (1) 作間委員からの報告(その2)
- (2) 前回の議論を踏まえて
- (3) 課題への対応について(その2)
- (4) 今後の審議予定について

5. 配布資料

- 資料1 第3回委員会での FISIM 検討のポイント
- 資料2 - 1 FISIM をめぐる覚え書き(作間委員提出)
- 資料2 - 2 OECD のルキエ SNA 担当部長との FISIM に関する意見交換について
- 資料3 FISIM の対象範囲と証券会社の格付けについて
- 資料4 参照利子率について
- 資料5 配分、表章および実質化の考え方について(手法の紹介)
- 資料6 第2回 FISIM 検討委員会議事録

- 参考1 国民経済計算調査会議の公開について

議事概要

1. FISIM の実質化について

資料2 - 1 「FISIM をめぐる覚え書き」に基づき作問委員が報告。

(1) 課題

EU 案の実質化手法について、「名目額の配分問題とも関連するが、残高が等しければリスクプレミアムが等しくなるように、金融手段および制度単位を詳細に分類しないかぎり不整合が生じる」との指摘。

(2) デフレータの考え方。

資金の提供側の視点に立つデフレータとして EU が採用している国内最終需要デフレータがあり、借り手側視点のものとして、我が国が採用しようとしている GDP デフレータが位置付けられる。

2. OECD の SNA 部長との意見交換について

作問委員より先日行なわれた OECD・SNA 担当部長との意見交換（EU 方式では対象外となっている国際収支統計の扱い、リスクプレミアムの扱い等）を紹介（資料2 - 2）。

3. FISIM の対象範囲と証券会社の格付けについて(資料3)

(1) 対象機関

証券会社の格付変更について

FISIM を生産する金融仲介機関の範囲を S122（その他の預金取扱期間）および S123（保険会社及び年金基金を除くその他の金融仲介機関）とすることを確認。ただし、従来 S123 に格付けを行っていた証券会社については、FISIM は生産概念との観点から S124（金融補助機関）に格付けを見直すことが了承された。

【委員等からの意見】

- ・ 一般的には SNA と資金循環統計の分類の一致が望ましいが、資金循環統計とは考え方が異なっているのであれば事務局の説明は合理的である。
- ・ 他に SNA と資金循環統計で取扱いの異なる項目があるか調べて提示して欲しい。
- ・ スtockとフローで証券会社の分類について見方が分かれるのであれば、新しい分類区分が必要なのではないか。
- ・ SNA の考え方と資金循環統計の考え方は異なるといえる。SNA は生産額、資金循環統計では資産・負債額が基準となるため、SNA 側で生産額を観点として格付けを行うことは合理的。

(2) 対象商品

対象商品の基準

EU の定義に倣い大ぐくりでは貸付・預金を対象とし、これ以外の商品については

「価格コントロール」の可否を基準に判断していることを説明。

【委員からの意見】

- ・ 価格コントロールの可否という基準で FISIM 対象商品を判別しているが、「価格コントロール」には独占的な価格支配権があるようなものにとれる。ここでの概念に相応しい用語が必要。

課題 1. 貸付・預金と債券間の資金「シフト」だけで、FISIM の産出額が増減してしまうことについて

【委員からの意見】

- ・ 運用先が FISIM 対象商品からそれ以外の商品にシフトすることに伴う問題については、次回以降議論したい。
- ・ ここでの「貸付」用語は「貸出」に統一すべき。

課題 2. 貸付・預金に分類されるもののうち市場取引が行われる「コール」や「譲渡性預金」等は価格コントロールが可能といえるかについて

【委員からの意見】

- ・ 判別基準の「価格コントロール」は、形式的な価格設定の可否の趣旨だから貸付・預金も流通市場があれば市場の影響を受ける。「コール」や「譲渡性預金」だけを問題とするのは如何かと思う。この疑問は、価格コントロールを形式的なものとすることで解決すると考える。

4. 参照利子率について(資料4)

【委員等からの意見】

- ・ ノンバンクの様な預金によらない資金調達機関では負(マイナス)の FISIM を産む。
- ・ 内部補助の可能性がある一つの制度部門内部の負の FISIM と、全体としての負の FISIM とは区別すべき。
- ・ 負の FISIM とその時の参照利子率を合理的に説明できれば、参照利子率の方式は EU 準拠方式で良い。しかし現実には負の FISIM と参照利子率の説明は困難であるので、負の FISIM の発生を認めるべきでない。
- ・ 参照利子率の判断の材料として、試算値の定量的な部分を提示して欲しい。
- ・ 参照利子率についての定義は「自己投資に対する収益率」というのが一番適当である。その観点からは負の FISIM は認められる。ただし、インターバンクレートが本当に「自己投資に対する収益率」のシャドープライスとなっているかを検証し、なっていないければ別の手法を検討する必要がある。

5. 配分、表章および実質化について。

資料 5 により事務局から手法を紹介。

(以 上)